

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	2	区分	意見
項目	下水道使用料の強制執行の必要性の検討			報告書 ページ	40
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部営業管理室営業課		
意見内容	<p>給水停止執行後に多額な滞留債権が生じている場合には、公平性の観点から督促を継続する仕組みを構築し、その状況をモニタリングすべきである。また、「水道料金・下水道使用料調定収納業務マニュアル」の記載に従い、強制執行（差押えなど）を実施することの必要性の検討も必要である。</p>				
措置内容	<p>令和2年度において、マニュアル整備、研修体制及び滞納整理アドバイザーからの受援体制を整えるなど、強制徴収を実施する体制整備を行いました。なお、債権差押えを検討した案件については、未収債権の一部の納付があったものの、完納に至っていないことから、今後このような案件に対しては強制執行を視野に入れながら、早期の債権回収を図っていきます。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	5	区分	指摘
項目	未稼働施設の減損処理			報告書 ページ	47
措置状況	現状維持	所管部課	上下水道局業務部業務総室総務課 上下水道局業務部業務総室経営企画課 上下水道局工務部下水道管理室浄化センター		
指摘内容	<p>コンポスト事業の事業廃止により、コンポスト事業施設及び設備（帳簿価額176,410千円）の多くは未稼働設備である。また、電気設備（監視盤他 帳簿価額7,131千円）は陳腐化、老朽化設備である。減損処理等を行う必要がある。</p>				
措置内容	<p>令和2年度において、コンポスト事業に関わる施設等についての現況確認を行いました。なお、撤去又は廃棄等には多額の費用が見込まれることから、将来における下水道事業の財政状況を勘案する中で、撤去又は廃棄等を行います。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	6	区分	指摘
項目	公営企業会計移行時の資産計上処理			報告書 ページ	50
措置状況	現状維持	所管部課	上下水道局業務部業務総室総務課 上下水道局業務部業務総室経営企画課		
指摘内容	固定資産明細表は下水道会計を平成3年3月31日に特別会計から公営企業会計に変更した際に、各固定資産に取得原価と法定耐用年数を付した。本来は変更時の帳簿価額をもって取得原価とし、残存耐用年数をもって耐用年数を付すべきであった。				
措置内容	令和2年度において、特別会計から公営企業に変更した当時の資産再評価額台帳をもとにして固定資産明細書を再度精査したところ、指摘内容のとおり変更時の帳簿価額をもって取得原価とし、残存耐用年数をもって耐用年数を付す処理を行っていたことが確認できました。				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	7	区分	意見
項目	合理的な固定資産の分類			報告書 ページ	50
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部業務総室総務課 上下水道局業務部業務総室経営企画課		
意見内容	固定資産明細書の排水施設（管渠）は、年度ごとに複数の管渠工事等がまとめられ、1つの固定資産として登録されている。資産明細の中には管渠工事とは異なる内容も含まれているため、これらについては合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類するべきである。				
措置内容	令和2年度において、災害対策用の排水施設（管渠）については通常の排水施設（管渠）とは用途が違うことから固定資産分類を区別し、用途ごとに固定資産明細書への登録を行いました。				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	10	区分	意見
項目	随意契約のガイドラインの策定			報告書 ページ	58
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部業務総室総務課		
意見内容	随意契約を選定する際のガイドラインを策定し、常にそれに沿って適正な運用となっているかを検証することが望ましい。また、業務委託における随意契約についても工事案件と同様に、市民に対する透明性を図る観点から結果の公表が望ましい。				
措置内容	令和2年度において、随意契約ガイドラインを策定するとともに、職員への周知を行いました。なお、業務委託における結果の公表については、市長部局等との連携及び協議を踏まえた対応を行っています。				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	13	区分	意見
項目	トータルコストを意識した業者選定方法の検討			報告書 ページ	64
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部業務総室経営企画課 上下水道局工務部下水道管理室浄化センター		
意見内容	情報システムや設備類の保守業務において、設備等を設置した事業者と随意契約を締結している事例が散見された。導入コストに保守費用を考慮したトータルコストとしてコスト低減を図るため、設備等の調達の際にはライフサイクルに基づく長期継続期間を前提とした総合評価方式での一般競争入札、あるいはプロポーザルにより業者を選定する方法を検討されたい。				
措置内容	令和2年度において、情報システムや設備類の保守業務について、コスト低減を図るため、長期継続期間におけるトータルコストを念頭とした新たな更新計画を作成しました。今後においては、既存システムの更新等においてプロポーザル方式を基本にした業者選定方法により、業務統合及び一元化等を図っていきます。				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	18	区分	意見
項目	購入計画・使用計画に基づく部材購入			報告書 ページ	79
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局工務部下水道管理室浄化センター		
意見内容	<p>汚水の浄化機能維持のため定期的に交換が必要となる部材エアレーションタンク散気管について、購入計画・使用計画がないまま、平成26年度から継続して購入を行い、未使用のまま保管されていた。現在の保有数や過去の交換実績を考慮して購入計画・使用計画を立て、それに基づいて購入を行うべきである。</p>				
措置内容	<p>令和3年5月中旬までに、未使用のまま保有していた散気管について、全部の交換を実施しました。今後においては、交換が必要となる時期に購入計画・使用計画を立て、これに基づいて購入していきます。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	20	区分	指摘
項目	会計金額とシステム情報の不一致			報告書 ページ	82
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部業務総室経営企画課		
指摘内容	<p>長期前受金について、会計上の残高と算定根拠となる固定資産管理システムから出力された資料に5,944千円不一致があった。差異については、監査実施期間内には内容が判明しなかった。引き続き、差異について調査を継続し、会計上の残高と算定根拠となる資料を整合させる必要がある。</p>				
措置内容	<p>令和2年度において、長期前受金の会計上の残高と固定資産管理システムの残高が不一致となっている原因を調査したところ、差異発生の原因が固定資産管理システムへの登録誤り等によることであったことから、これを踏まえた修正を行い、決算において整合させました。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	23	区分	指摘
項目	消費税の計算誤り			報告書 ページ	87
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部業務総室経営企画課		
指摘内容	<p>消費税の計算誤りにより、平成30年度の消費税額が少なくとも2,900万円過納付となっていた。これにより、会計上の雑支出及び未払金も同額過大となっている。また、平成26年度から平成29年度の消費税計算においても、同様の誤りがあり、その影響額は、合計1億円を超えると見込まれる。</p> <p>平成26年度から平成30年度の消費税について、すみやかに正しい消費税額を算定し、更正の請求を行い、消費税の還付を受ける必要がある。</p>				
措置内容	<p>平成26年度分の消費税については、令和2年8月に甲府税務署から更正に関する決定が通知され、9月に還付を受けました。また、平成27年度以降の4箇年分については、専門家である公認会計士の関与による消費税額再算定の結果を踏まえ、令和2年8月に甲府税務署に対し「消費税及び地方消費税の更正の請求書」の提出を行ったところ、10月に更正に関する決定が通知され、11月に還付を受けました。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	29	区分	意見
項目	経営戦略と決算値の実績比較分析資料の作成			報告書 ページ	103
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部業務総室経営企画課		
意見内容	<p>甲府市上下水道事業経営戦略（2018年度～2027年度）において今後10年間の「長期財政収支見通し」、また、第1次・第2次戦略推進計画においても「財政収支見通し」を策定しているが、同様の書式を用いた実績との比較分析資料がない。</p> <p>当年度の業績を評価するため、今後の経営戦略策定に役立てるため、また、当年度の決算数値に誤りがないことを疎明するための発見的コントロールを構築するため、各年度の実績との対比を行い、原因を調査した分析資料を作成すべきである。</p>				
措置内容	<p>令和2年度における甲府市上下水道事業経営戦略の第2次戦略推進計画の実績評価において、令和元年度の実績（決算数値）と長期財政収支見通しとの比較分析資料を作成し、公表しました。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	30	区分	意見
項目	基準外繰入金の区分開示			報告書 ページ	104
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務部業務総室経営企画課		
意見内容	<p>甲府市上下水道事業経営戦略（2018年度～2027年度）において今後10年間の「〇他会計繰入金」、また、第1次・第2次戦略推進計画においても「〇他会計繰入金」を策定し、「資本的収支分」については全額「基準内繰入金」としている。</p> <p>しかし、「資本的収支分」の内618百万円は実質的に「基準外繰入金」であると考えられる。「基準内繰入金」と「基準外繰入金」は甲府市の一般会計からの繰出の趣旨が異なることから区分し開示すべきである。</p>				
措置内容	<p>令和2年度における甲府市上下水道事業経営戦略の第2次戦略推進計画の実績評価において、甲府市の一般会計からの繰入金について「基準内繰入金」と「基準外繰入金」を区分し、公表しました。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	31	区分	意見
項目	繰越額の減少と戦略推進計画の具体的な箇所公表			報告書 ページ	111
措置状況	現状維持	所管部課	上下水道局業務部業務総室経営企画課 上下水道局工務部工務総室計画課		
意見内容	<p>①戦略推進計画及び進捗管理シートの有効な活用</p> <p>第1次戦略推進計画と進捗管理シートを比較すると、事業費の繰越が多くなっている。事業費の繰越は計画通り事業が執行されていないことを示していることから改善することが望まれる。戦略推進計画と進捗管理シートを有効に活用して繰越額を減少させて欲しい。</p> <p>②戦略推進計画の具体的な作業箇所に基づいた計画の必要性</p> <p>戦略推進計画は、初年度については予算と同様であり具体的な作業箇所に基づいた計画となっているが、2年度目及び3年度目は具体的な作業箇所はなく実現可能な目標値を示している。2年度目及び3年度目についても具体的な作業箇所に基づいた計画とすることが望まれる。初年度、2年度目及び3年度目の具体的な作業箇所に基づいた計画を公表することによって、戦略推進計画の精緻化をもたらすなどの利点があると考えられる。</p>				
措置内容	<p>事業費の繰越額減少については、令和元年度において、事業を計画的に執行するための発注予定表を作成したことに加え、令和2年度において、事業費の繰越状況を的確に把握するために、新たに戦略推進計画予算決算一覧表を作成し、繰越額を減少する方策を講じました。また、戦略推進計画の2年度目及び3年度目の具体的な作業箇所の明示については、作業箇所特定による影響等を勘案し、困難であると判断したことから、今後においても、戦略推進計画を毎年度ローリング方式で見直しを行う中で、精緻化を図っていきます。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	33	区分	意見
項目	キャッシュフローを考慮した下水道使用料改定			報告書 ページ	122
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務総室経営企画課		
意見内容	<p>今後の甲府市上下水道局の下水道使用料の見直しにおいては、現在採用している将来算定期間における収支に基づく使用料設定方法に加え、資本的収入における多額の実質的な基準外繰入金に依拠している収益構造及びキャッシュ・フロー状況を考慮し、使用料改定の必要性を検討することも必要と考えられる。</p>				
措置内容	<p>下水道使用料の算定においては、「甲府市下水道使用料算定要領」に基づくとともに、収益構造及びキャッシュフロー状況を考慮する中で、下水道使用料改定の必要性についての検討を行いました。このことを踏まえ、適正な下水道使用料について、令和2年7月に設置した「甲府市水道料金等審議会」に諮ったところ、令和3年度から令和5年度の下水道使用料については「改定の必要はない」とする答申を受けました。</p> <p>この答申を最大限尊重するとともに、住民生活や企業活動への影響、現在の社会情勢等を勘案し、慎重に検討した結果、下水道使用料は改定しないこととしました。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				

監査テーマ	下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について				
監査年度	令和元年度	番号	34	区分	指摘
項目	情報セキュリティに関する自己点検の未実施			報告書 ページ	128
措置状況	措置済み	所管部課	上下水道局業務総室経営企画課		
指摘内容	<p>甲府市上下水道局が従うべき甲府市情報セキュリティ対策基準について、一部、準拠していない項目が検出された。</p> <p>情報資産を脅かすようなセキュリティ事故防止のために、実態にあった運用可能な項目を情報セキュリティ対策基準として定め、情報セキュリティ対策基準に準拠して、情報資産等に関する運用を行うべきである。</p>				
措置内容	<p>令和2年度において、甲府市情報セキュリティ対策基準に従い、市長部局（総務部行政管理室情報政策課）との連携及び協議を踏まえ、情報セキュリティに関する自己点検を実施するとともに、端末の物理的なセキュリティ措置及び職員への情報資産持ち出し記録簿作成周知を行いました。今後は、毎年度、情報セキュリティに関する自己点検を実施するなど、実態にあった情報資産等に関する運用を行っていきます。</p>				
措置通知日	令和3年9月22日				